

御注意

「法人税額の計算」は、次の①から③までの全てに該当する連結親法人にあっては「37」から「40」までの各欄に、上記以外の連結親法人にあっては「41」から「43」までの各欄に記載することになりますので、御注意ください。

① 総収入金額のうちに物品供給事業に係る収入金額の占める割合が50%超

② 期末における組合員その他の構成員の数が50万人以上

③ 店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が年1,000億円以上

平成 年 月 日 税務署長殿		所管	業種目	概況書	要否	別表等	※	連結申告	一連番号				
納税地	電話() -	連結親法人 整理番号	期末現在の 出資金の額	円				連結グループ 整理番号					
(フリガナ) 連結親 法人名		旧納税地及び 旧法人名等						連結事業年度 (至)					
法人番号								売上金額					
(フリガナ) 代表者 記名押印								申告年月日					
代表者 住 所		添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員) 資本等変動計算書又は損益処分表、 勘定簿、貸借対照表、個別科目帳簿に 関する書類、事業概況書、組織再編成に 係る契約書等の写し、組織再編成に係 る移転資産等の明細書					申告区分					
								法人税	期限	修正	地方法人税	期限	修正

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書

平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

翌年以降 送付要否	要	否	適用額明細書 提出の有無	有	無
税理士法第30条 の書面提出有	有	無	税理士法第33条 の2の書面提出有	有	無

この申告書による法人税額の計算

連結所得金額又は 連結欠損金額 (別表四の二「56」の①)	1	十億	百万	千	円	控 除 税 額 の 計 算	所得税の額 (別表六の二「1」の③)	13	十億	百万	千	円
法人税額 (47)又は(50)	2					外国税額 (別表六の二「16」)	14					
法人税額の特別控除額 (別表六の二「37」の①9)別表六の二「41」18) 別表六の二「37」の①12)別表六の二「37」の①17) 別表六の二「37」の①21)別表六の二「37」の①25) 別表六の二「37」の①28)別表六の二「37」の①32) 別表六の二「37」の①35)別表六の二「37」の①39) 別表六の二「37」の①42)別表六の二「37」の①46) 別表六の二「37」の①49)別表六の二「37」の①53) 別表六の二「37」の①56)別表六の二「37」の①60) 別表六の二「37」の①63)別表六の二「37」の①67) 別表六の二「37」の①70)別表六の二「37」の①74) 別表六の二「37」の①77)別表六の二「37」の①81) 別表六の二「37」の①84)別表六の二「37」の①88) 別表六の二「37」の①91)別表六の二「37」の①95) 別表六の二「37」の①98)別表六の二「37」の①102) 別表六の二「37」の①105)別表六の二「37」の①109) 別表六の二「37」の①112)別表六の二「37」の①116) 別表六の二「37」の①119)別表六の二「37」の①123) 別表六の二「37」の①126)別表六の二「37」の①130) 別表六の二「37」の①133)別表六の二「37」の①137) 別表六の二「37」の①140)別表六の二「37」の①144) 別表六の二「37」の①147)別表六の二「37」の①151) 別表六の二「37」の①154)別表六の二「37」の①158) 別表六の二「37」の①161)別表六の二「37」の①165) 別表六の二「37」の①168)別表六の二「37」の①172) 別表六の二「37」の①175)別表六の二「37」の①179) 別表六の二「37」の①182)別表六の二「37」の①186) 別表六の二「37」の①189)別表六の二「37」の①193) 別表六の二「37」の①196)別表六の二「37」の①200)	3					計 (13)+(14)	15					
差引法人税額 (2)-(3)	4					控除した金額 (11)	16					
連結納税の承認を取り消 された場合等における既 に控除された法人税額の 特別控除額の加算額	5					控除しきれなかった金額 (15)-(16)	17					
課税土地譲渡利益金額 (別表三「二」の「24」 +別表三「二」の「25」 +別表三「三」の「20」)	6				000	土地譲渡税額 (別表三「二」の「27」)	18					0
同上に対する税額 (18)+(19)+(20)	7					同 (別表三「二」の「28」)	19					0
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8				00	同 (別表三「三」の「23」)	20					00
外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額 等相当額の控除額及び仮表経理に基づく過大 申告の更正に伴う控除法人税額(9)+(10)	9					この申告前の連結所得 金額又は連結欠損金額 (17)	21					
控除税額 (8)-(9)-(10)と(15)のうち少ない金額	11					連結欠損金の繰戻し による還付請求税額	22					
差引この申告により 納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)-(11)	12				00	計 (21)+(22)	23					
						この申告前の連結所得 金額又は連結欠損金額 (53)	24					
						この申告により 納付すべき法人 税額又は減少する 修場還付請求税額 (57)	25				00	
						連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二「3」の計又は「16」)	26					
						翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二「5」の合計)	27					

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (8)+(8の外書)	28	十億	百万	千	円	この申告による還付金額	34	外					
所得地方法人税額 (52)	29					この申告前の 課税標準法人税額 (60)	35				000		
外国税額の控除額 (別表六の二「20」)	31					この申告により納付 すべき地方法人税額 (63)	36				00		
外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額 等相当額の控除額及び仮表経理に基づく過大 申告の更正に伴う控除地方法人税額(30)+(32)	32												
差引確定地方法人税額 (29)-(30)-(31)-(32)	33				00								
						還 付 金 額	銀 行 本店・支店 郵便局名等 金庫・組合 出張所 預金 農協・漁協 本所・支所						
						口座 番号	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号						
						※税務署処理欄							